

千葉県の水系における流域治水の進め方

1 流域治水協議会

流域治水を計画的に推進していくために、まずは、流域の関係者（市町村長、県庁関係課長、県土木事務所長、県農業事務所長等）で構成される「流域治水協議会」を設立し、流域治水に係る協議・情報共有を行います。

県内には、二級水系が60水系あることから、効率的に流域治水を進めていくために、河川の地域特性等を踏まえ、県内を図1に示す4圏域（一級水系と一宮川水系を除く）に分割し、各圏域に次の流域治水協議会を設置します。

- ・（仮称）東京湾北部圏域流域治水協議会
- ・（仮称）東京湾南部圏域流域治水協議会
- ・（仮称）九十九里圏域流域治水協議会
- ・（仮称）房総圏域流域治水協議会

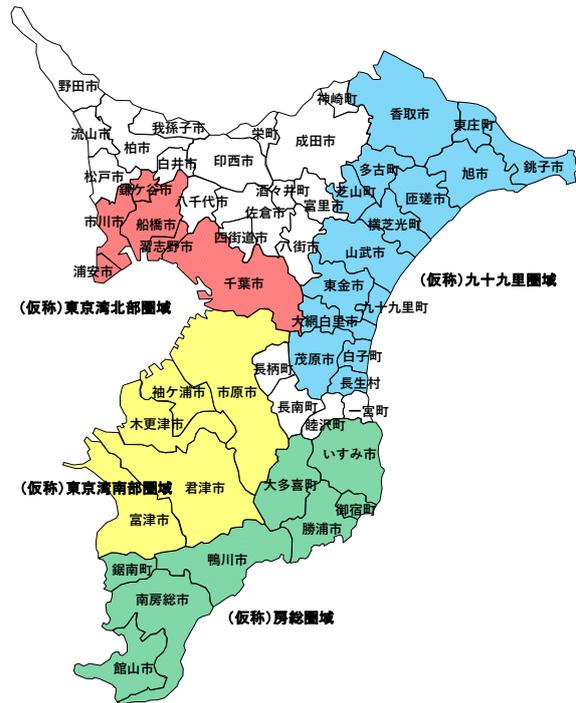


図1 圏域分割イメージ

2 流域治水プロジェクト

次に、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、これに基づき、関係者が協働して治水対策に取り組んでいきます。

流域治水プロジェクトは水系毎に策定することを基本とし、今年度は、一宮川水系を除く二級水系のうち、河川整備計画（策定予定を含む）に基づき計画的に河川改修を進めている次の8水系について、流域治水プロジェクトの策定を予定しています。

- | | | | |
|---------|--------|--------|--------------|
| ・海老川水系 | ・都川水系 | ・椎津川水系 | ・平久里川水系 |
| ・南白亀川水系 | ・真亀川水系 | ・作田川水系 | ・栗山川水系（策定予定） |

なお、次年度以降は、今年度策定できなかった水系について、流域治水協議会における協議を踏まえ、流域治水プロジェクトを順次策定していく予定です。

3 スケジュール

- | | |
|----------|--|
| 令和3年8月頃 | 作業の都合上、流域治水プロジェクト数が多い(仮称)東京湾北部圏域と(仮称)九十九里圏域の2圏域で先に流域治水協議会を設立 |
| 令和3年9月頃 | 第1弾として、4水系程度の流域治水プロジェクトを策定・公表 |
| 令和3年11月頃 | (仮称)東京湾南部圏域と(仮称)房総圏域の2圏域で流域治水協議会を設立 |
| 令和4年3月頃 | 第2弾として、4水系程度の流域治水プロジェクトを策定・公表 |
- ※ 流域治水協議会の設立にあたっては、千葉県から別途ご案内を差し上げます。